

平成27・28年度競争入札参加資格審査(建設工事)に係る説明会資料の正誤表

ホームページに掲載した下記の資料の記載事項に誤りがありましたので、下記の通り訂正いたします。

H26.9.8

資料名	ページ	正	誤
平成27・28年度建設工事に係る競争入札参加資格審査申請要領	【県内】 22 【県外】 18	様式第4号 とび・土工・コンクリート工事完成工事高内訳調べ (表中) とび・土工・コンクリート工事計(ク=オ+カ+キ)の完成工事高 9500千円	様式第4号 とび・土工・コンクリート工事完成工事高内訳調べ (表中) とび・土工・コンクリート工事計(ク=オ+カ+キ)の完成工事高 <u>9000千円</u>
	【県内】 32	様式第7号(その1)(附表1) (6)事務所内写真(契約用の印および電子入札用ICカードの保管状況)の備考中 社印および 代表者 印	様式第7号(その1)(附表1) (6)事務所内写真(契約用の印および電子入札用ICカードの保管状況)の備考中 社印および 代表社 印
	【県外】 14	様式第1号(その2) 電子申請入力例中 申請者欄の⑤ 1000000(ハイフン不要) 受任者欄の⑤ 5000000(ハイフン不要)	様式第1号(その2) 電子申請入力例中 申請者欄の⑤ <u>100-0000</u> 受任者欄の⑤ <u>500-0000</u>
平成27・28年度 建設工事競争入札参加資格審査の主な改正事項	5	③ 技術職員数 【改正後】 (1級技術職員(監理講習受講者)×6)+(1級技術職員×5)+(2級技術職員数×2)+(登録基幹技能者×3)+ その他技術職員数×1/500 (端数切捨て。上限15/100)	③ 技術職員数 【改正後】 (1級技術職員(監理講習受講者)×6)+(1級技術職員×5)+(2級技術職員数×2)+(登録基幹技能者×3)+ その他技術職員数×1/500 (端数切捨て。上限15/100)
平成27・28年度入札参加資格審査に係る特別項目点数	-	I 技術力 ④ 施工能力 ア 技術職員数 次の式により計算した割合(上限15/100) (1級技術職員(監理)×6+1級技術職員×5+2級技術職員数× 2 +登録基幹技能者× 3)×1/500	I 技術力 ④ 施工能力 ア 技術職員数 次の式により計算した割合(上限15/100) (1級技術職員(監理)×6+1級技術職員×5+2級技術職員数× 3 +登録基幹技能者× 2)×1/500
平成27年度総合評価落札方式における評価基準の見直しについて	4	○「若手担当技術者」の施工経験 「若手担当技術者」の施工経験は「監理技術者等」の施工経験と同等とみなします。すなわち、次回の入札において、 ①監理技術者等の入札参加資格要件として認める ②監理技術者等の経験として総合評価加点の対象となります。 ※ 従来の「担当技術者制度」では3件の経験が必要でしたが、条件を緩和し 平成27年4月 公告案件より、1件の経験で可とします。(従前の担当技術者の経験も1件で可とします。) なお、 平成27年度 より、制度の名称を「若手担当技術者制度」に変更します。	○「若手担当技術者」の施工経験 「若手担当技術者」の施工経験は「監理技術者等」の施工経験と同等とみなします。すなわち、次回の入札において、 ①監理技術者等の入札参加資格要件として認める ②監理技術者等の経験として総合評価加点の対象となります。 ※ 従来の「担当技術者制度」では3件の経験が必要でしたが、条件を緩和し 平成28年4月 公告案件より、1件の経験で可とします。(従前の担当技術者の経験も1件で可とします。) なお、 平成28年度 より、制度の名称を「若手担当技術者制度」に変更します。